

この書面をよくお読みください。

キッズプログラミングスクール Switch 約款

平成 29 年 3 月 2 日

1. 授業内容

・コースの種類

小学生を対象としたプログラミングスクール

・コース提供の形態又は方法

少人数指導

・半年間でコースを提供するコマ数合計(目安)

スクラッチコース (毎週) 週 1 コマ×24 回

スクラッチコース (隔週) 月 2 コマ (隔週) ×12 回

マイクラコース (毎週) 週 1 コマ×24 回

マイクラコース (隔週) 月 2 コマ (隔週) ×12 回

2. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

パンフレットにて参照。

3. [4]の金銭の支払時期、方法

授業開始日前日又は当日までに授業料のお支払いをお済ませ下さい。クレジットカード、振込のいずれも可能です。

4. 役務の提供期間

2020 年 3 月末迄 (実態に応じて)

5. クーリング・オフに関する事項

- ①. 契約書面を受け取った日から数えて 8 日間以内であれば、書面により契約の解除 (クーリング・オフ) をすることができます。
- ②. 入会申込・契約者は、当スクールが特定商取引法(以下「法」といいます。)第 44 条第 1 項の規定に違反して法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当スクールが法第 44 条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当スクールが交付した法第 48 条第 1 項の書面を入会申込・契約者が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、入会申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③. ①に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当スクールが関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤. ④に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入会申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けたコースの対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

6. 中途解約に関する事項

- ①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除 (中途解約) することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次の A・B の場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
 - A. 契約の解除がコース提供開始前である場合 1 万 1 千円
 - B. 契約の解除がコース提供開始後である場合 (a と b の合計額)
 - a 提供された特定継続的コースの対価に相当する額

- b 当該特定継続的コース提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額

- ②. ①のコースの対価の単価は（月・回数）をもって計算するものとします。
- ③. ①に記す契約の解除があった場合、当スクールが関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④. ③に記す契約の解約時に、入会申込・契約者が当スクールに関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当スクールは入会申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤. 当スクールの事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥. 返還金のある場合は、入会申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

7. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

8. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

9. 特約があるときは、その内容

特約はありません。